

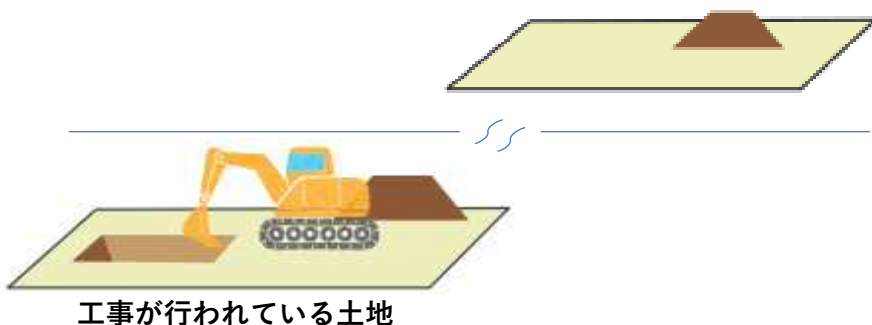
許可不要となる行為の主な例

工事の施行に付随して行われる土石の堆積※1であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場※2又はその付近※3に堆積するものは**許可不要**となります。

- ※1 当該工事に使用する土石又は当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます
- ※2 工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地であり、当該工事の主任技術者等が安全管理を行う資材仮置き場や現場事務所等も工事の現場と扱います（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む）
- ※3 本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地のことをいいます

<イメージ図（※2）>

請負契約書や工事契約書に工事現場として位置付けられた土地
（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む）



！注意！ 請負契約図書、工事契約その他の書類に記載されていない土地に一定規模の土石を堆積した場合、罰則の対象となります

<イメージ図（※3）>

